

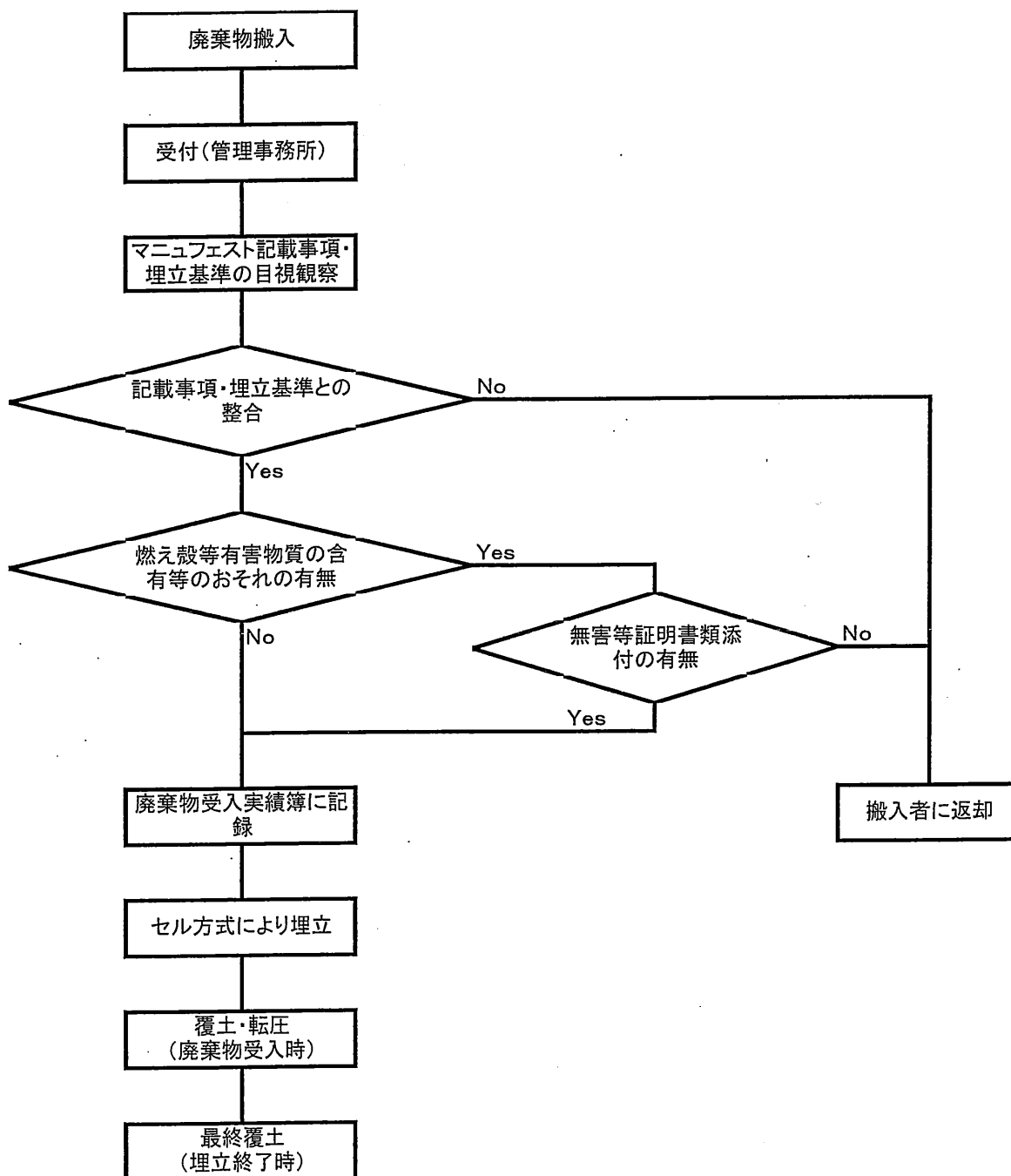
最終処分場維持管理計画

管 理 型

森江建設株式会社

# 維持管理計画（処理・処分フローシート）

## 1. 管理型産業廃棄物処理・処分フローシート



## 維持管理計画（埋立時）

### 2. 受入時の産業廃棄物の確認方法

#### 1) 受付（管理事務所）

- ① 搬入廃棄物について、目視により manifests の記載内容との整合を確認する。
- ② manifests の記載内容との整合していない場合は排出者にその旨連絡し、manifests の書き換えを指示する。
- ③ 有害物質が含まれているおそれのある廃棄物については、必要に応じて濃度計量証明書の添付を求め、これがない廃棄物については受入を拒否する。
- ④ 汚泥については、目視により埋立基準（含水率 85% 以下）に適合していないものは受入を拒否する。

#### 2) トラックスケールによる計量

搬入車両の重量（ $W1$ ：車両重量＋廃棄物）をトラックスケールで計量する。

※搬入後の空車両重量（ $W2$ ）を計量し、搬入廃棄物量（ $W1 - W2$ ）を求める。

### 3. 埋立方法

セル方式で埋立を行う。

## 維持管理計画（受入時）

### 4. 廃棄物の飛散、流出防止

廃棄物が埋立地の外部に飛散、流出しないように転圧締固めおよび覆土を行う。

### 5. 悪臭防止

埋め立てる廃棄物には生ごみおよびこれを焼却処理したものは含まれず、悪臭の発生はほとんどないものと想定されるが、覆土により対処する。

### 6. 衛生害虫等対策

衛生害虫等により最終処分場の周辺の生活環境に支障をきたさないようにするため覆土を行う。万が一衛生害虫の発生が認められる場合は薬剤散布を行う。

### 7. 施設維持管理計画

#### (1) 埋立処分地

遮水工（遮水シート）、堰堤等の点検は別紙4により行う。また、地震、台風、大雨等の異常事態の直後には臨時に点検を行う。点検の結果、堰堤等の損壊が認められる場合は速やかに補修を行う。

#### (2) 囲い・ゲート

囲い・ゲートの点検は別紙4により行う。破損した場合には速やかに補修、復旧する。

#### (3) 立札

産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておく。立札の点検は別紙4により行う。立札その他の設備が汚損し、又は破損した場合は補修、復旧する。また、表示事項に変更が生じた場合は速やかに書き換える。

#### (4) 搬入路

搬入路での車両走行の際に、粉じんの発生が見られる場合には、適宜散水を行う。また、廃棄物運搬車のタイヤが土砂等を付着させたまま公道へ出るのを防止するため、退出路に洗車設備を設ける計画である。

## 維持管理計画（埋立時）

### （5）浸出水調整池

浸出水調整池について、定期的に点検を行い、点検の結果、躯体コンクリートの破損や法面崩壊など浸出水調整池の損壊のおそれがある場合は速やかに補修を行う。

なお、浸出水調整池損壊の有無の確認方法として、調整池にスタッフを設置し、日常点検項目の一つとして水位確認・記録する。

### （6）水処理施設

水処理施設内の各設備のメータ指示値や薬品等の使用量などにより機能の状態を定期的に点検し、異常が認められた場合は速やかに補修を行う。

また、別紙8-1に示す処理水の水質検査が基準値を満足していることを確認・記録する。

### （7）施設の点検に関する事項

施設の点検（日常点検・定期点検）に関する事項は別紙4参照

## 8. 水質検査等の実施に関する事項

### （1）埋立開始前

#### ①地下水

埋立処分開始前の地下水の水質を把握し、埋立開始後の地下水の水質と比較して水質の状況を評価できるようにするため、水質検査を行い記録する（検査項目は地下水等検査項目（別紙8-2）のとおり）。

また、ダイオキシン類濃度について埋立処分開始前に検査する。

### （2）供用時

#### ①地下水

埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて1か月に1回行い記録する。地下水等検査項目およびダイオキシン類について1年に1回以上測定し記録する。

水質検査の結果、水質の悪化（その原因がその最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く）が認められた場合には、水質の詳細な調査、水質悪化の原因の調査の実施および新たな廃棄物の搬入を中止するとともに北海道知事（釧路支庁）に連絡する。

## 維持管理計画（埋立時）

### ②処理水

浸出水処理施設からの処理水について、排水基準等に係る項目（次の項目を除く）について水質検査を1年に1回、pH、BOD、SSについては1か月に1回行い記録する。また、ダイオキシン類について年1回検査する。

処理水が排水基準等を超えた場合は、直ちに放流を中止し、原因の調査を行うとともに、北海道知事（釧路支庁）に連絡する。

なお、浸出液処理施設の適正な管理のため、保有水（処理原水）についても、以下の内容で水質検査を行う。

項目	頻度等
pH、BOD、SS	1か月に1回
地下水等検査項目（別紙8-2参照）	埋立開始後1年以内に検査を行い、検出された項目についてその後継続して1年に1回検査する

### 9. 浸出水処理設備の運転に関する事項

#### (1) 平常時の維持管理方法

日常使用する薬品類や部品について、平均的な使用量ないしは耐用期間を把握し、必要な予備量を必ず確保しておく。

浸出水調整池および水処理施設内の各水槽並びに配水管について、異物による目詰まり等の防止を図る。

#### (2) 大雨時の維持管理方法

融雪期や大雨による浸出水量の増大が想定される時は、極力、浸出水調整池の容量が有効に活用できるよう、池の水深の1割（40cm）の土砂等の堆積を目途に除去を行うとともに、大雨後にも見回りを行う。

なお、想定外の水量で浸出水調整池のオーバーフローが懸念される場合、緊急避難措置として、浸出水取水設備のバルブを閉じ、埋立地内に浸出水を一時貯留する。

#### (3) 冬期間・水温低下時の対応

水処理システムの機能維持のため、必要に応じて加温等の措置を行う。

#### (4) その他

渇水期の期間、必要に応じて生物処理水の循環や栄養源の添加を行い、槽内微生物の保持につとめる。

## 維持管理計画（埋立時）

### 10. 設備に異常を生じた際の措置に関する事項

#### (1) 土堰堤

土堰堤の沈下、破損、漏水について目視により観察を行い、異常が見つかった場合は、補修を行うとともに、必要に応じて廃棄物の受入を一時中断する。

#### (2) 遮水シート

遮水シートに、破損などの異常が見つかった場合は、直ちに補修を行う。なお、遮水シートが破損し、地下水集排水管へ保有水が漏洩した場合は、速やかに北海道に連絡するとともに、養魚池の魚の異変の有無について状況を観察する。また、破損箇所の把握と補修を行う。

#### (3) 水処理施設

水処理施設内の各設備のメータ指示値や薬品等の使用量などにより機能の状態を定期的に点検し、異常が認められた場合は、速やかに補修を行う。

#### (4) 水質測定結果異常時の措置

##### ①地下水

水質検査の結果、水質の悪化（その原因がその最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く）が認められた場合には、水質の詳細な調査、水質悪化の原因の調査の実施および新たな廃棄物の搬入を中止するとともに北海道知事（釧路支庁）に連絡する。

##### ②処理水

処理水が排水基準等を超えた場合は、直ちに貯留池への貯留を中止し、原因の調査を行うとともに、北海道知事（釧路支庁）に連絡する。

## 維持管理計画（埋立終了～廃止前）

### 11. 埋立終了から廃止前までの維持管理方法

#### (1) 処分場施設

埋立処分が終了した埋立地は厚さ 60 cm の土砂による覆いを行い開口部を閉鎖する。

閉鎖までの間、埋立終了部分について、覆いの損傷を防止するため目視により 1 か月に 1 回定期的に点検し、異常が認められる場合は補修、復旧を行う。なお、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。

点検内容は別紙 4 および 7 のとおり

#### (2) 水質検査等

##### ①地下水

2 箇所の観測井から地下水を採取し、地下水等検査項目について 1 年に 1 回測定し記録する。

##### ②処理水ないしは保有水（浸出水）

浸出水処理施設からの処理水ないしは集水設備で集められた埋立地からの保有水（浸出水）について、排水基準等に係る項目（次の項目を除く）について水質検査を 6 か月に 1 回、pH、BOD、SS については 3 か月に 1 回行い記録する。

#### (3) ガス発生の確認

ガス・温度測定孔を利用し、埋立地からガスが発生していないかどうかを確認する。ガス発生が認められる場合は、ガスの測定を継続する。ガス温度測定は曇天時に行うなど、気圧の高い時期を避けるようにする。なお、ガス発生の確認は、2 年以上確認することとする。

#### (4) 地中温度の測定

ガス・温度測定孔を利用し、地中温度の測定を行う。周辺の土地における同じ深さの地中温度と比較し、異常な高温（差が 20℃以上）になっていないかを確認する。異常な高温が認められる場合は、原因を究明するとともに、地中温度の測定を継続する。

#### (5) 記録の作成、保管

埋め立てられた産業廃棄物の種類および数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検・検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間保存する。



## 維持管理計画（記録及び記録閲覧の方法）

### 12. 維持管理の記録及び記録閲覧の方法に関する事項

#### (1) 維持管理の記録

##### 1) 供用時

###### ① 廃棄物受入実績簿の記録

受入検査の結果を踏まえ、廃棄物受入実績簿（別紙5、別紙6）に廃棄物の種類と廃棄物量を記録する。

###### ③ 施設点検簿（別紙7）

###### ④ 水質検査台帳（別紙12）

###### ⑤ 点検、水質検査の結果措置を講じた場合の記録

##### 2) 埋立終了～廃止

埋め立てられた産業廃棄物の種類および数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検・検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間保存する。

#### (2) 記録閲覧の方法

##### 1) 記録項目と閲覧開始時期

###### ① 処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量（様式は別紙6のとおり）

…翌月の末日

###### ② 水質検査結果…当該結果の得られた日の属する月の翌月の末日

###### ③ 施設点検の実施年月日および結果（様式は別紙7のとおり）…当該点検を行った日の属する月の翌月の末日

###### ④ 点検、水質検査の結果措置を講じた場合の記録…措置を講じた日の属する月の翌月の末日

##### 2) 閲覧場所

維持管理に関する記録は、当社事務所に備え置き閲覧に供する。

##### 3) 閲覧の方法

当該最終処分場の周辺居住者等から、閲覧を求められた場合には維持管理に関する記録を閲覧に供する。また、記録の複写や撮影については、閲覧を求める者が持参した携帯複写機やカメラ等を使用する場合に認める。

閲覧時間は8:00～17:00とし、休業日や通常の営業時間外における閲覧は拒否する。

##### 4) 閲覧の期間

閲覧の期間は、記録を備え置いた日から3年間とする。

## 維持管理計画

### 13. その他必要な事項

#### (1) マニュアルの作成と従業員教育

最終処分場の適切な維持管理を行うため、必要な事項を定めた取扱マニュアルを策定し、従業員教育を行う。

#### (2) 維持管理積立金の積み立て

管理型最終処分場の埋立終了から廃止までの間、施設の適切な維持管理のために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の3に規定する維持管理積立金を積み立てる。

記録事項	記録内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○水質検査に係る地下水又は放流水を採取した場所</li> <li>○水質検査に係る地下水又は放流水を採取した年月日</li> <li>○水質検査の結果の得られた年月日</li> </ul>	水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日まで備え置くこと。
<ul style="list-style-type: none"> <li>○調整池の点検を行った年月日及びその結果</li> <li>○浸出液処理施設の点検を行った年月日及びその結果</li> </ul>	点検を行った日の属する月の翌月の末日
<ul style="list-style-type: none"> <li>○擁壁等の点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容</li> <li>○調整池の点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容</li> <li>○最終処分場周縁地下水の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合に、生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日及び当該措置の内容</li> <li>○放流水の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合に、生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日及び当該措置の内容</li> </ul>	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
<ul style="list-style-type: none"> <li>○残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</li> </ul>	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

## 別紙 4

## 施設の点検（日常点検・定期点検）に関する事項

区分	対象	頻度	方法および点検項目	備考（対策等）
日常 点検	埋立廃棄物	受入日ごと	目視による埋立地の外への廃棄物が飛散・流出の有無	覆土する 転圧締固めをする
	囲い	受入日ごと	目視による破損の有無	修復する
	立札	受入日ごと	目視による立札等の表示板の汚れや破損の有無	表示板の清掃 補修する（破損の場合）
	ゲート	受入日ごと	目視および作動によるゲートの開閉、破損状況	修復する
	堤体	受入日ごと	目視による堤体の大きな破損や亀裂の有無	補修する
	遮水工（遮水シート）	受入日ごと	目視による破損の有無	修復する
	浸出水調整池	受入日ごと	水位の確認、異常の有無	水位を記録する 原因の究明・補修する （異常の場合）
	水処理施設	受入日ごと	放流水の水質、薬品使用量等の異常の有無	修理する
定期 点検	堤体	週 1 回（地震、台風、大雨は直後）	目視による沈下、破損、漏水の有無	補修する
	集水施設	週 1 回（地震、台風、大雨は直後）	目視による沈下、破損、漏水の有無	補修する
	遮水工（遮水シート）	週 1 回（地震、台風、大雨は直後）	目視による沈下、破損、漏水の有無	補修する
	浸出水調整池	週 1 回（地震、台風、大雨は直後）	目視による破損、漏水の有無並びに土砂等の堆積状況	補修する 土砂等の除去（水深の 1 割（40cm）を目途）
	水処理施設	週 1 回（地震、台風、大雨は直後）	目視により設備に破損等はないか	補修する

管理型廃棄物の受入実績簿

平成 年 月 分

No.	受入日時	業者名	受入量 (kg)	管理型廃棄物の種類および量 (単位kg)											
				木くず	紙くず	石膏 ボード	汚泥	燃え殻	自動車 破砕物	繊維く ず	鉱さい	※ 混載物	ばいじ ん		
1	日 時														
2	日 時														
3	日 時														
4	日 時														
5	日 時														
6	日 時														
7	日 時														
8	日 時														
9	日 時														
10	日 時														
11	日 時														
12	日 時														
小計															

※混載物：建設工事等から発生する金属・廃プラスチック・陶磁器くず・がれき類に紙くず・木くずが混在しているもの

管理型廃棄物受入実績簿 (月別)

平成 年度

月 別	管理型廃棄物の種類および量 (単位 t・m <sup>3</sup> )									摘要
	木くず	紙くず	石膏ボード	汚泥	燃え殻	自動車破 砕物	鉱さい	※ 混載物	ばいじん	
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
平成 年度 合計										

※混載物：建設工事等から発生する金属・廃プラスチック・陶磁器くず・がれき類に紙くず・木くずが混在しているもの

## 施設点検簿

点検日時	平成 年 月 日 ~	区分	定期・臨時	点検方法 目視	点検者	
点検箇所	点検項目	異常の有無	異常の場合		摘要	
			具体的内容	講じた措置の内容及び開始, 終了日 (当初の措置の内容を変更した場合は変更後の 内容等についてもカッコ内に記載すること)		
堰 堤	破 損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )		
	沈 下	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )		
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )		
集水施設	破 損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )		
	沈 下	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )		
	漏 水	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )		
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )		
遮水シート	破 損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )		
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )		
浸出水調整池	破 損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )		
	水 位	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )		
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )		
水処理施設	放流水水質	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )		
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )		
囲 い	破 損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )		
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )		
立 札	破 損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )		
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )		
そ の 他	消火器	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )		
	覆い (埋立終了後)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		( )		

## 別紙 8 - 1 排水基準等に係る項目

検査項目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき 0.005 mg以下
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつき 0.1 mg以下
鉛及びその化合物	1 リットルにつき 0.1 mg以下
有機リン化合物	1 リットルにつき 1 mg以下
六価クロム化合物	1 リットルにつき 0.5 mg以下
砒素及びその化合物	1 リットルにつき 0.1 mg以下
シアン化合物	1 リットルにつき 1 mg以下
ポリ塩化ビフェニル	1 リットルにつき 0.003 mg以下
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.3 mg以下
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 mg以下
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2 mg以下
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.02 mg以下
1, 2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 mg以下
1, 1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.2 mg以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4 mg以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 mg以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06 mg以下
1, 3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.02 mg以下
チウラム	1 リットルにつき 0.06 mg以下
シマジン	1 リットルにつき 0.03 mg以下
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.2 mg以下
ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 mg以下
セレン及びその化合物	1 リットルにつき 0.1 mg以下
ほう素及びその化合物	1 リットルにつき 50 mg以下
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつき 15 mg以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつき 200 mg以下
pH (水素イオン濃度)	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 リットルにつき 60 mg以下
浮遊物質 (SS)	1 リットルにつき 10 mg以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	1 リットルにつき 5 mg以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	1 リットルにつき 30 mg以下
フェノール類含有量	1 リットルにつき 5 mg以下
銅含有量	1 リットルにつき 3 mg以下
亜鉛含有量	1 リットルにつき 5 mg以下
溶解性鉄含有量	1 リットルにつき 10 mg以下
溶解性マンガン含有量	1 リットルにつき 10 mg以下
クロム含有量	1 リットルにつき 2 mg以下
大腸菌群数	1 立方センチメートルにつき 3,000 個以下

別紙 8 - 2 地下水等検査項目

検査項目	基準値
アルキル水銀	検出されないこと
総水銀	1 リットルにつき 0.0005 mg 以下
カドミウム	1 リットルにつき 0.01 mg 以下
鉛	1 リットルにつき 0.01 mg 以下
六価クロム	1 リットルにつき 0.05 mg 以下
砒素	1 リットルにつき 0.01 mg 以下
全シアン	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.03 mg 以下
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 mg 以下
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 mg 以下
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 mg 以下
1, 2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 mg 以下
1, 1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.02 mg 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04 mg 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 mg 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 mg 以下
1, 3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 mg 以下
チウラム	1 リットルにつき 0.006 mg 以下
シマジン	1 リットルにつき 0.003 mg 以下
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 mg 以下
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 mg 以下
セレン	1 リットルにつき 0.01 mg 以下
ほう素	—
ふっ素	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—

備考

「検出されないこと。」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

基準値：昭和52年3月14日総理府令・厚生省令第1号



水質検査台帳

平成 年度

検査区分	検査実施日	検査結果報告日	検査結果	基準値との比較	摘要
地下水 (年1回地下水等検査項目)	上流側		別紙 計量証明書のとおり	適・否	
	下流側		〃	適・否	
放流水 (年1回排水基準項目)			〃	適・否	
放流水 (月1回電気伝導率ある いは塩化物イオン)	4月		mS/m mg/l		
	5月		mS/m mg/l		
	6月		mS/m mg/l		
	7月		mS/m mg/l		
	8月		mS/m mg/l		
	9月		mS/m mg/l		
	10月		mS/m mg/l		
	11月		mS/m mg/l		
	12月		mS/m mg/l		
	1月		mS/m mg/l		
	2月		mS/m mg/l		
	3月		mS/m mg/l		